

(公社)静岡県鍼灸師会国内旅費規定

(目的)

第1条 この規程は、社団法人静岡県鍼灸師会の用務のための、理事、監事役員並びに常任委員の国内出張に関して基準を定め、業務の円滑な運営に資するとともに、旅費の適正な支出を図ることを目的とする。

以下、社団法人静岡県鍼灸師会を静鍼会と言う。

(定義)

第2条 出張とは、理事、監事役員並びに常任委員が業務のため出張を命じられた旅行をいう。

(出張の種類)

第3条 出張の種別は、次のとおりとする。

- (1) 一般出張
- (2) 常任委員出張
- (3) 研修出張

(一般出張)

第4条 一般出張とは、静鍼会における総会、理事会、臨時理事会、予算会議、監査会など会議の出席。ならびに日本鍼灸師会における総会、代議員会、全国会長会議、全国部長会議、中部ブロック会議、全国大会など会議の出席。および業務調査、広報活動、教育視察、その他業務のための出張をいう。

(常任委員出張)

第5条 常任委員出張とは、理事長より出張を命じられた旅行をいう。

(研修出張)

第6条 研修出張とは、静鍼会の推薦を受けて臨床研修会等に参加するための出張をいう。

(出張命令)

第7条 出張命令は、予算上旅費の支出が可能である場合に限り発するものとする。

(出張の届出)

第8条 出張を命じられた者は、所定の国内出張計画書(様式1)に必要事項を記入し、関係部署の部長を経由して、理事長に届け出なければならない。

(旅費の支給)

第9条 出張を命じられた者には、国内出張旅費規程(別表)により、出張旅費を支給する。

(出張旅費の種類)

第10条 出張旅費の種類は、バス賃、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当及び宿泊料とする。

2、但し、車賃に関してはやむを得ない場合を除いて公共機関を使用するものとする。

(旅費の支給基準)

第11条 旅費の支給基準は、次のとおりとする。

- (1) バス賃は、バス旅行について路程に応じ旅客運賃を支給する。
- (2) 鉄道賃は、鉄道旅行について路程に応じ旅客運賃等により支給する。ただし、特別急行列車については片道50kmを超える場合に限り、別表に掲げる種類と同種類の特別急行

運賃を支給する。

(3) 船賃は、水路旅行について路程に応じて旅客運賃を支給する。

(4) 航空賃は、航空機によることが必要と認めた場合に限り路程に応じて航空運賃を支給する。

(5) 車賃は、陸路（鉄道を除く。）旅行について実費額を支給する。

(6) 日当は、旅行中の日数に応じ、1日当たりの定額により支給する。

(7) 宿泊料は、旅行中の宿泊数に応じ、一泊当たりの定額により支給する。ただし、中部ブロック会議等の参加費に宿泊料が含まれている場合は宿泊料を支給する事が出来ない。

(8) 他団体より旅費、日当などが支給された場合においては、どちらかを財務部長を通して静鍼会へ返納しなければならない。

（経済路線）

第12条 旅行の経路は、最も経済的な経路及び方法により支給する。ただし、天災その他特別な事情が生じた場合は、実際に経由した経路及び方法による。

2、前項ただし書きによるときは、帰着後ただちに経路変更の承認を得なければならない。

（近距離出張の特例）

第13条 理事、監事役員並びに常任委員が片道2km以上、50km未満または、拘束時間4時間未満の静鍼会主催会議以外の旅行をする場合にあっては、運賃のほか日当の2分の1を支給する。ただし、業務上の必要又はその他やむを得ない事由により宿泊する場合は、宿泊料及び日当を支給する。

（出張計画を超えた旅費の特例）

第14条 出張期間中にやむを得ない理由により、あらかじめ定められた日程以上に滞在したときは、その間の日当及び宿泊料を支給することができる。

2、前項の日当及び宿泊料を請求しようとするときは、その理由を書類等で提出しなければならない。

（出張の報告）

第15条 出張の帰任後5日以内に出張の報告（様式3）をしなければならない。

（旅費の精算）

第16条 出張の報告、理事長承認後に旅費の精算（様式2）をしなければならない。

（規程の改廃）

第17条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行なうものとする。

（細則の制定）

第18条 理事長は、この規程の施行上必要と認めるときは、細則を定めることができる。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(別 表)

旅費規程(新)	
全日当(県内)	3,000 円
全日当(県外)	6,000 円
半日当(県内)	1,500 円
半日当(県外)	3,000 円
営業日	+3,000 円
日当※1	2,000 円
	1,000 円
協力金※2	1,000 円
宿泊費※3	実費又は 10,000 円

解説

1. 宿泊料、交通費において、特別の事情により規定クラスのもの以上を利用する場合にあっても差額は本人負担とする。
2. 日帰り出張とは、片道 50km 以上または 4 時間以上拘束される場合をいう。
3. 業務の都合上、前泊を余儀なくされる場合は、宿泊料を支給することができる。
4. 業務の都合で市内を移動する場合の旅費は 2 キロ以上を 1 日 1,000 円とする。
尚交通機関において、1,000 円を超える場合は実費を支給することができる。
5. 午前、午後と業務がまたぐ場合は食事代※2 として 1,000 円支給する事が出来る。
6. 片道 50 k m 未満または拘束時間 4 時間未満の静鍼会主催会議以外の場合にあつては、運賃のほか日当の 2 分の 1 を支給する。ただし、業務上の必要又はその他やむを得ない事由により宿泊する場合は、宿泊料及び日当を支給する。
※3、宿泊費発生条件は連日会務で 23 時迄に帰宅不可能若しくは次日の会務が 9 時以前の場合とする
7. 診療日出張とは、公示している営業時間内に於いての出張を言う。